

再就職承認申請書（記載例・専門職）

平成 年 月 日

大阪市長 様

大阪市職員基本条例（平成24年大阪市条例第71号）第47条第4項の規定に基づき、下記のとおり承認を申請します。
この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

1 申請者

(ふりがな) (おおさか たろう)	生年月日 (年齢)		
氏 名 大阪 太郎	昭和 27 年 6 月 26 日 (60 歳)		
(退職時) 所属名 健康局	(退職時) 補職名 ○○生活衛生監視事務所保健主幹	(退職時) 所属発令日 平成 年 月 日	
職種 薬剤師	本市採用日 昭和・平成 51 年 4 月 1 日	本市退職 (予定) 日 平成 25 年 3 月 31 日	
(退職時) 所属における職務内容			
・市内の飲食店に対する食品衛生指導 ・食中毒発生時における原因究明、飲食店に対する営業停止処分の実施			
退職前の主な職歴	発令年月	所 属 ・ 補 職 名 称	職 務 内 容
	平成 20 年 4 月	環境局環境管理部環境管理課長代理	水環境に関する市民への啓発事業の企画・立案
	平成 17 年 4 月	建設局下水道河川部水環境課担当係長	工場・事業場排水に関する立入調査、下水道の水質監視
	平成 14 年 4 月	健康福祉局健康推進部生活衛生課担当係長	薬局開設許可申請の審査
	平成 年 月		
平成 年 月			

※退職 (予定) 時の所属を除き、過去10年間の職歴を記入してください。

2 承認を希望する法人・求人等の情報

大阪市職員基本条例該当条項 <input checked="" type="checkbox"/> 外郭団体 (§ 47① I) <input type="checkbox"/> 派遣団体 (§ 47① II) <input type="checkbox"/> 外郭団体の子法人 (§ 47① III) <input type="checkbox"/> 財政的援助法人 (§ 47① IV) (<input type="checkbox"/> 負担金 <input type="checkbox"/> 補助金 <input type="checkbox"/> 交付金 <input type="checkbox"/> 出資・出えん <input type="checkbox"/> 貸付金) <input type="checkbox"/> 行政上の権限行使に係る法人 (§ 47②)	
法人等の名称	所在地
財団法人 大阪市○○○○協会	大阪市都島区△△△△
法人等の業種・事業内容等 (定款、寄付行為、事業報告書等の添付により代えることも可。)	
別紙「事業報告書」参照	
コンプライアンスに関する規程の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 不明
具体的な内容 (規程の添付により代えることも可。)	
勤務事業所名 (予定、上記名称と同じ場合は省略可)	勤務事業所所在地 (上記所在地と同じ場合は省略可)
同上	同上
役職 (予定)	雇用形態 (常勤・非常勤等)
技術部技術課長代理	常勤
職種	年収 (見込み)
薬剤師	500万円

【次の項目については、第47条第2号に規定する行政上の権限行使に係る法人への再就職承認申請の場合に記入してください。】

4 行政上の権限行使に係る業務（大阪市職員基本条例第47条第2号該当）

(1) 2に掲げる法人に対する行政上の権限行使に係る業務の有無 ■ 有 □ 無		
離職前5年間における、2に掲げる法人に対する行政上の権限行使に係る職歴		
発令年月日	所 属 名	補 職 名
平成 20 年 7 月 30 日	建設局	下水道河川部水環境課担当係長
平成 年 月 日		
平成 年 月 日		
申請者が従事した行政上の権限行使に係る職務内容（具体的に） 工場・事業場排水について、汚水発生施設の構造や稼動状態、使用開始予定日、汚水の処理施設などが記載された届出を受け付け、下水道法や大阪市下水道条例等に基づいて届出内容を審査し、許可を与える。		
(2) 上記（1）における申請者の関与の度合い		
行政上の権限行使に係る専決権者、同権限行使にあたっての申請者の役割及び関与の度合い（具体的に） ・届出に許可を与える決裁の専決権者は担当課長であった。 ・市として意思決定を行うための資料収集や業者指導を行うことを主な業務内容としていた。		
(3) 2に掲げる法人に対して行った不利益処分であって申請者が関与していたものの有無 ■ 有 □ 無		
具体的な不利益処分の内容、同処分にあたっての申請者の役割及び関与の度合い ・同法人の事業実施に関連して、大阪市下水道条例に基づき水質改善命令を発出した。 ・不利益処分を行うにあたっては、専決権者である担当課長が行政判断を行うための情報収集業務や同法人との連絡調整業務に従事していた。		

大阪市人事監察委員会 記入欄

受理番号	
処理結果	
■ 承認	承認に際しての附帯条件
□ 不承認	不承認の理由
□ 承認を必要としない	承認を必要としない理由
承認番号	処理年月日 平成 年 月 日